

学校いじめ防止基本方針

作成に当たって

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

さらに、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成される必要がある。

本校は、本校の児童の尊厳を保持するため、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定する。

令和8年3月

気仙沼市立津谷小学校

目次

I いじめの定義・理解

II いじめの防止

■基本的な考え方

□具体的な措置

- ①いじめについての共通理解
- ②いじめに向かわない態度・能力の育成
- ③いじめが生まれる背景と指導上の注意
- ④自己有用感や自己肯定感を育む

III いじめの早期発見

■基本的な考え方

□具体的な措置

- ①実態把握, 情報共有
- ②体制整備とその点検

IV いじめに対する措置

■基本的な考え方

- 1 いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ①児童の安全確保
 - ②組織での対応
 - ③警察との連携
- 2 いじめを受けた児童又はその保護者への支援
 - ①いじめを受けた児童への対応
 - ②保護者に事実関係を伝える
 - ③教育環境の確保
- 3 いじめた児童への指導又はその保護者への助言
 - ①再発防止
 - ②保護者への助言
 - ③いじめた児童への指導等
- 4 いじめが起きた集団への働き掛け
 - ①「観衆」「傍観者」を作らない指導
 - ②望ましい集団づくり
- 5 ネット上のいじめへの対応
 - ①不適切な書き込みへの対応
 - ②情報モラル教育

V 組織

I いじめの定義・理解

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法】

- 個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場（児童が感じている被害性）に立って行う。
- 「いじめ防止対策推進法」の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童や周辺状況等にとらわれず、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- インターネット上で悪口を書かれた当該児童が、そのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

【具体的ないじめの様態】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしながら、警察と連携した対応を取る。

Ⅱ 「いじめの防止」

基本的考え方

- 安心して学校生活を送ることができる環境形成のため、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業・集団・学校づくりを推進する。
- 未然防止の取組の成果を上げられるように、複数の目で児童の行動の様子を見取ったり、定期的なアンケート調査を実施したりし、職員間で共通理解を図り、手立ての改善に努める。

具体的な措置

① いじめについての共通理解

- 職員会議、打合せ、校内研修において、本校児童のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して啓発を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・奉仕活動・交流活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む。
- 日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- 「いじめ問題を考える活動」など、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴え、互いに触れ合えるような取組を推進する。
- 「いじめゼロ」を目指すために代表委員会等でいじめについて話し合う機会を設け、児童に啓発する。
- 正門脇の黒板に6年生からのメッセージを掲げ、保護者や地域に啓発する。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- 学習の理解の状況だけでなく、心情や家庭学習の取組などの家庭環境にも配慮し、どの児童も分かる喜びが味わえる授業づくりに努める。
- 児童が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、発散したり相談したりするなどのストレスに適切に対処できる力を育む。
- 「いじめられる側にも問題がある」等の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるよう努める。
- 自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

Ⅲ 「いじめの早期発見」

基本的考え方

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候も、いじめではないかとの疑いを持ち、地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- 児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

具体的な措置

① 実態把握、情報共有

- 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- 「津谷っ子生活についてのアンケート」毎月1回実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- 放課後などに教育相談の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- P T A総会、学年・学級懇談会、家庭訪問などの機会に、「保護者用のいじめチェックシート」（別紙）の活用やいじめや交友関係に関する話題提供等をおし、保護者から情報を得る。
- いじめに関する情報は、生徒指導記録簿に記載するとともに、教職員全体で共有する。
- 複数の教員や、心の相談員、S C、S S Wが教室に入り、気になる児童について観察している。
- 日頃から保護者・児童との信頼関係を構築するように努めている。

② 体制整備とその点検

- 児童や保護者が教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。
- 教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを「教師用のいじめチェックシート（別紙）」を活用し、定期的に体制を点検する。

Ⅳ 「いじめに対する措置」

基本的考え方

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関と連携し、対応に当たる。

1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 児童の安全確保

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった際は、真摯に傾聴する。
- いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② 組織での対応

- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、生徒指導委員会で直ちに共有する。
- 生徒指導委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

③ 警察との連携

- 必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事例の場合、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 いじめを受けた児童又はその保護者への支援

① いじめを受けた児童への対応

- いじめを受けた児童には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- 担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。
- 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。
- いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- いじめを受けた児童が不安を感じるときは、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。

③ 教育環境の確保

- いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境の確保を図る。
- いじめを受けた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は、SCやSSW等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

3 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

① 再発防止

- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

- 事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。
- 今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた児童への指導等

- いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている児童のつらさに気付かせる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。
- 心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察等との期間とも連携し、毅然とした対応をする。
- 懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

4 いじめが起きた集団への働き掛け

① 「観衆」「傍観者」を作らない指導

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

② 望ましい集団づくり

- いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪を指すものではなく、児童間の関係修復、そして、いじめにはかかわっていない児童を含めて、学級や学年の児童との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。
- 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

5 ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② 情報モラル教育

- 児童が悩みを抱え込まないように、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。
- パスワード付きサイトやSNS、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくい。予防としての情報モラル教育を進めるとともに、通信企業や県警の協力による「安全教室」等の取組を行い、児童のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

V 組織

1 生徒指導委員会の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置は「生徒指導委員会」で検討し、職員会議等の全体会で全職員に周知する。生徒指導委員会は、以下の役割を担う。

- 構成員は、「校長」「教頭」「主幹教諭」「教務主任」「生徒指導主任」「特別支援コーディネーター」「養護教諭」「学年主任」「該当学級担任」とする。
- 学校基本方針に基づき、取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には生徒指導委員会を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

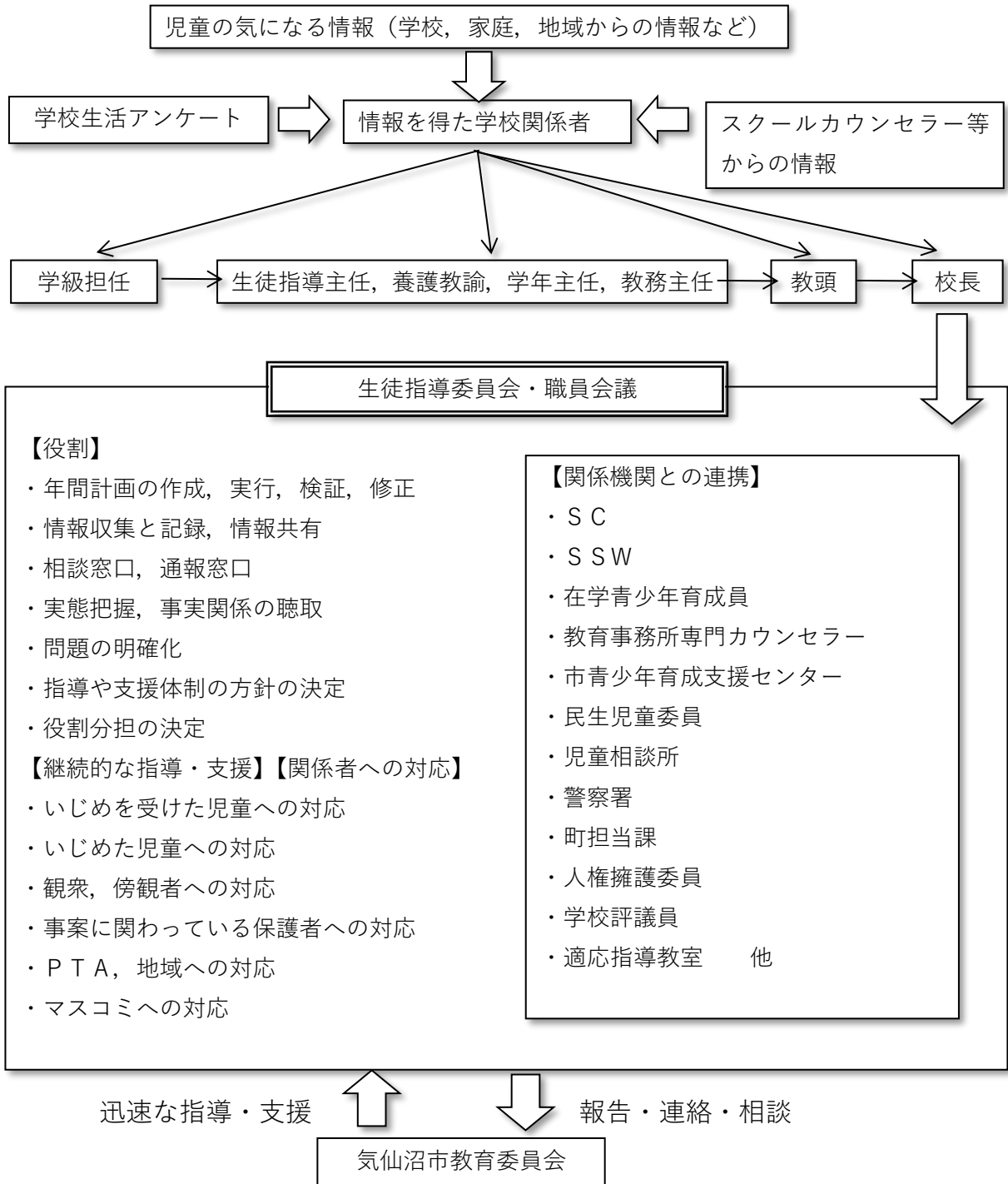
2 組織での対応の流れ 【別紙】

3 重大事態発生に係る調査実施のための組織 【別紙】

学校いじめ防止基本方針 別紙

資料

- 別紙1 組織での対応の流れ
- 別紙2 重大事態発生に係る調査実施のための組織
- 別紙3 津谷っ子生活アンケート（月ごと・学期ごと）
- 別紙4 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）
- 別紙5 いじめ発見のためのチェックシート（教師用）
- 別紙6 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート例（学校用）
- 別紙7 いじめを認知したときの対応チェックシート例（学校用）
- 別紙8 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」（例）
- 別紙9 「聞き取りシート」【いじめた児童・傍観していた児童用】
- 別紙10 いじめ対策年間計画



別紙2 重大事態発生に係る調査実施のための組織

1 「いじめ問題調査委員会」の設置

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

(1) いじめを受けた児童に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

(2) いじめを受けた児童が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 欠席日数から見る必要な支援の見立て

欠席1日目～

：学級担任等による対応

→欠席理由の把握、担任が電話連絡や家庭訪問の実施

連続欠席等3日目～

：校内で情報共有 ※遅刻・早退も加味

→養護教諭が連続欠席についてチェック、管理職等へ報告

→状況に応じて児童や保護者、教職員に聴取

→つながりのある教職員を中心に家庭訪問等を実施

連続欠席や1か月連続欠席

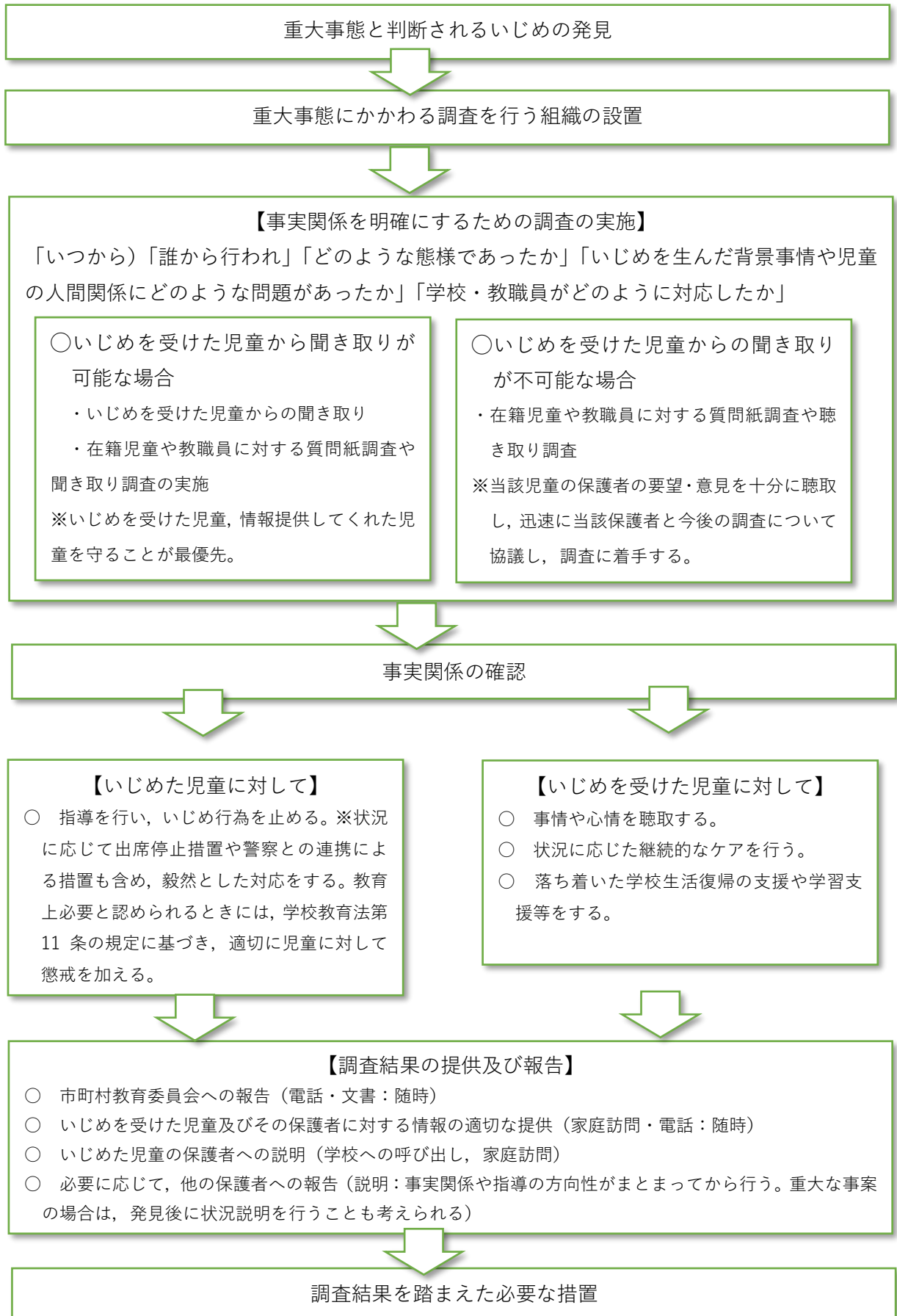
：サポートチームを結成しての支援

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

- 構成員については、地教委の指導の下に、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、構成員を決定する。
- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 調査の流れ ※次頁

【重大事態発生に係る調査】



つ や こ せい かつ

津谷っ子生活アンケート(月ごと)

津谷っ子生活アンケート (Google フォーム集計表)

1 学校は楽しいですか。 名分

楽しい		やや楽しい	
あまり楽しくない		楽しくない	

2 1のように思う理由

楽しい, やや楽しい

勉強(授業)が たのしい		休み時間が楽しい	
友達がいる, 遊べる, 話せる		給食が 楽しみ	
その他			

あまり楽しくない, 楽しくない

勉強が難しい		嫌なことがある	
その他			

3 学校でいじめにあったり, 見たりしたことはありませんか。

あったり, 見たりした		あってない, 見ていない	

4 先生に相談したいことや, 聞いてほしいことはありますか

ある		ない	

津谷っ子生活アンケート（学期毎）

津谷っ子生活アンケート（Google フォーム集計表）

1 学校は楽しいですか。

名分

楽しい		やや楽しい	
あまり楽しくない		楽しくない	

2 1のように思う理由

楽しい, やや楽しい

勉強（授業）が たのしい		休み時間が楽しい	
友達がいる, 遊べる, 話せる		給食が 楽しみ	
その他			

あまり楽しくない, 楽しくない

勉強が難しい		嫌なことがある	
その他			

3 夏休み明けからのことで, 自分に当てはまることを選んでください。

なかのよい 友達がいる。		遊びに入れてもらえないときがある。	
こまっているときに 相談できる人がいる。		友達から 悪口やいやなことばを言われる。	
自分のもちものを とられたり, かくされたりしたことがある。		何もしていないのに, 友達からたたかれたり, けられたりすることがある。	
友達に お金をかしたり, あげたりすることがある。		自分専用の携帯電話・スマートフォンを持っている。	
話しかけたときに, わざと おしをされることもある。		メールやインターネット, 通信ゲームをしている。	

-+

4 学校でいじめにあったり, 見たりしたことはありませんか。

あったり, 見たりした		あってない, 見ていない	
-------------	--	--------------	--

5 先生に相談したいことや, 聞いてほしいことはありますか

ある		ない	
----	--	----	--

別紙4 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがる。		
友人関係	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいいないである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。		
	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
	いじめの話をするとう強く否定する。		
	家庭の様子	親と視線を合わせない。	
家族と話をしなくなる。			
親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。			
お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。			
部屋に閉じこもりがちになる。			
部屋にある持ち物がなくなっていく。			
学習への意欲とともに成績が下がってきた。			
食欲がなくなってきた。			
ため息をつくことが多い。			
なかなか寝付けない。			

別紙5 いじめ発見のためのチェックシート（教師用）

	チェック項目	確認
朝 の 会	遅刻、欠席が増えたり、時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際、声が小さかったり、頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授 業 中	授業の始めに、用具や机・椅子などが乱れている。周囲の児童が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。 グループ活動で孤立しがちである。	
休 み 時 間	教室や廊下で、一人でいることが多い。あるいは、自分の机から離れない。	
	休み時間は、トイレに閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが、表情がさえない。 グループから外れて一人ぼつんとしており、沈みがちになっている。	
給 食 時 間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の児童が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
	特定の児童だけが片付けをさせられている。	
清 掃 時 間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の児童の椅子や机だけが運ばれず、放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰 り の 会	特定の児童の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。	
	他の児童の持ち物をよく持たされる。	
	急いで一人で帰宅したり、用もないのに学校に残っていたりする。	

別紙6 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート例（学校用）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の児童に声をかけ、児童のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の児童に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	児童同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	児童の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、児童の基本的な生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
児童会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。		
児童に幅広い生活体験を積み、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。		
早期発見・早期対応	児童と触れ合いながら、児童の変化をつかんでいる。	
	児童たちを複数の目で見ると、教室以外での児童の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	児童と信頼関係ができており、児童が悩みを相談している。	
指導体制	児童が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	児童や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。	
学校外連携	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
	児童が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。	
学校外連携	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
	P T A や地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
	家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。		

別紙7 いじめを認知したときの対応チェックシート例（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた児童の安全確保がなされている。	
いじめを受けた児童から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。	
市教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた児童からいじめを受けた児童と同じ内容の話を聞くことができる。	
当該児童の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた児童の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた児童や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該児童の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
市教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
P T A と連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
市教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた児童の不安がなくなり、安心して学校生活を送れるようになっている。	

別紙8 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」(例)

「聞き取りシート」【いじめを受けた児童用】

令和 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで

記録者：

年 組 氏名

<された場面>

日時 (いつ頃から)	場所	誰にどんなことをされたか・誰に どんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

<説明図(誰にどの位置でどんなことをされたかなど)>

<メモ>

別紙9 「聞き取りシート」【いじめた児童・傍観していた児童用】

令和 年 月 日

時刻： 時 分から

時 分まで

記録者：

年 組 氏名

<いじめに至ったきっかけ>

<行った、または、見た場面>

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月 日 時			

<説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）>

<メモ>

別紙 10 いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：児童，教師，保護者の活動

	実施計画	留意点等
4月	<p>■学校間，学年間の情報交換</p> <p>■指導記録の引継</p> <p>■いじめ対策に係る共通理解・いじめの未然防止に向けた取組の確認 【生徒指導委員会・職員会議】</p> <p>○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり 【学級活動等】</p> <p>○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【授業参観・学年懇談】</p> <p>※学校生活アンケートの実施 →毎月15日前後に実施（考察→職員会議）</p>	<p>・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。</p> <p>・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。</p>
5月	<p>○行事等を通じた人間関係づくり</p> <p>■校内研修「いじめの未然防止」</p> <p>○教育相談の実施</p>	<p>・児童の交友関係や普段観察できない児童の生活についての情報を得る。</p>
6月	<p>○話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】</p>	<p>・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。</p>
7月	<p>■第1回学校経営反省会</p> <p>○保護者との教育相談の実施4</p>	<p>・いじめ対策を点検する。</p> <p>・家庭での児童の様子を把握する。</p>
8月 ・ 9月	<p>■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」</p> <p>■教育相談に係る研修会への参加</p> <p>○夏休み明けの児童の変化の把握</p> <p>○行事等を通じた人間関係づくり</p>	<p>・相談技術を高めるための校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。</p> <p>・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。</p>
10月	<p>○行事等を通じた人間関係づくり</p>	<p>・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。</p>
11月	<p>○教育相談の実施</p>	<p>・児童の人間関係の変化に留意する。</p>
12月	<p>○学校評価の実施（児童・保護者アンケート）</p> <p>■第2回学校経営反省会</p>	<p>・いじめ対策を点検する。</p> <p>・次年度に向けた計画の立案。</p>
1月 ・ 2月	<p>○冬休み明けの児童の変化の把握</p> <p>○話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】</p>	<p>・児童の変化を確認する。</p> <p>・人間関係の不安解消への対応。</p>
3月	<p>■記録の整理，引継資料の作成</p> <p>■中学校への引継ぎ</p>	<p>・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。</p>